

平成23年度移行定着支援事業の概要

1. 事業の目的

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく新体系サービス（地域活動支援センターを除く。）の事業所へ移行した場合に、新たな事務処理を定着させるために要する経費を助成することにより、新体系への移行の促進及び定着を図る。

2. 事業の内容

新体系サービスで新たに生じる事務処理の定着促進のための事務職員の雇用や事務処理機器の購入等に要する費用に対する助成を行う。

3. 補助対象施設

- (1) 平成24年3月1日までに新体系サービスの事業所へ移行する小規模作業所（ただし、県又は市町村から運営費等について助成を受けている作業所に限る）。
- (2) 平成24年3月1日までに新体系サービスの事業所へ移行する知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設（ただし、運営費等について県の補助を受けている施設に限る）。
- (3) 過去に小規模作業所、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設であって、平成22年4月1日から平成24年12月14日までのあいだに新体系サービスの事業所へ移行した施設。

4. 補助単価

- (1) 平成23年4月1日から平成24年3月1日までのあいだに新体系サービスの事業所へ移行する施設 1,000千円
- (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までのあいだに新体系サービスの事業所へ移行した施設 500千円

5. 補助対象経費

- (1) 事務職員の雇用に係る費用については、新体系サービスの事業所へ移行する際に新規に雇用した職員に係る経費であって、新体系サービスの事業所としての指定を受けた日以降に発生し、かつ、平成23年度中の勤務に対して発生した給料、報酬、手当、共済費及び賃金を補助の対象とする。
- (2) 事務処理機器の購入等に要する費用については、新体系サービスの事業所としての指定を受けた日以降であって、本事業の補助の交付決定を受けた日以降に購入する備品購入費及び当該備品の購入に付随して生じる消耗品費並びに役務費（通信運搬費・手数料等）を補助の対象とする（平成24年3月31日までに搬入納品されるものに限る）。